

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十八年九月六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 紀の川直轄管理区間（五條市の一部）
- 三 測量の期間 平成二十八年七月二十九日から平成二十九年一月三十一日まで